

特定保健用食品の表示許可制度専門調査会の進め方について

平成 23 年 1 月
消費者委員会

1. 趣旨

本専門調査会は、特定保健用食品（以下、「1. 趣旨」中においては「特保」という。）の表示許可に関する制度の在り方、そのほかこれに関連する重要事項について、委員会の求めに応じて、調査審議を行う。

『食品 SOS 対応プロジェクトーエコナを例にしてー』報告（平成 21 年 10 月 8 日）においては、「特保に関しては、再審査中における特保に係る表示の取扱い等法制度面での課題、国民の健康の増進を図るための措置を図るとの健康増進法の目的に照らした特保に係る制度の今後のあり方について、消費者委員会における検討を求めたい。」としている。

また、『健康食品の表示に関する検討会』論点整理（平成 22 年 8 月 27 日）においては、特保の表示許可制度に関する事項について消費者委員会できらに議論することとされた。

これらを踏まえて、本専門調査会としては、主に以下の事項を中心として調査審議を進める。

2. 主な審議事項

(1) 特定保健用食品の表示許可に関する制度の在り方

①再審査手続きに関連する事項

②再審査手続き開始後における新たな制度設計に関連する事項

③そのほか特保制度に係る新たな制度設計に関連する事項

(2) そのほか (1) に関連する重要事項

3. スケジュール及び進め方

上記 2 に関して、平成 23 年 6 月頃までに一定の方向性を示すべく、本調査会における調査審議を進める。

(以上)